

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和5年3月13日 開会時間・午前・午後3時48分 閉会時間・午前・午後4時07分
出席者	原 一郎 毛利 廣次 南谷 清司 粟津 明 野口 佳宏 豊島 保夫	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常任委員会任期について ○ 個人情報保護条例施行規程（案）について ○ 条例案の発議について 	

【開会＝午後3時48分】

原委員長

議会運営委員会を開会いたします。本日の審議事項はお手元に配付したとおりであります。まず、常任委員会任期について協議したいと思っております。前回の協議において、常任委員会の任期について、2年とする方向性については、一部メンバーが新しいメンバーで決定すべきとの意見もありました。当委員会での取りまとめに当たり、委員の任期を2年としてはどの方向を持って次の期に入り、引き続き協議できるよう、委員会結果として報告してはと考えますが、ご意見などを順次お伺いしたいと思っておりますのでお願いいたします。議会改革特別委員会からは、委員会任期を2年ということに固まったというお話があって、前回ここで協議をしたときに、豊島委員さんからは改選をもってこのまま引き継いではどうかという意見もあったのですが、今回、この議運において全協の方に報告するにあたり、皆様のご意見を聞いて、今度の全協において報告したいと思っておりますので、おひとりおひとり委員会の2年任期について意見を聞きたいと思っておりますので、お願いいたします。

粟津委員

豊島委員の意見に賛成でございます。

野口委員

一応議会改革で話し合いをして、私委員長なのではっきりと申し上げますけど、ダラダラとやらずにここで、新人を交えてとかじゃなくて、今期で決めて、来期スタートにしたいと思っています。

南谷清司委員

従来通りで。

原委員長

従来通りというのは1年で。

南谷清司委員

1年です。この時期に及んで、このドタバタで決めるというのは避けた方がいいと思います。

毛利委員

私も従来通り、ちょっと時期が時期なので、従来通りでよろしいです。

野口委員

それであれば豊島委員の意見に賛成です。

豊島委員

私も趣旨は前回申し上げた通り、野口委員長が趣旨を言

野口委員	<p>われた、その方向というのは他の全国の議会とかから出てきております。ダラダラということをやるとはならないので、また皆さんとお顔を合わせるようなことになれば、積極的に進めたいと思っております。ただ今回は慎重にというか。</p> <p>従来通りになると、そっちがダラダラとなってしまうので、豊島委員がお話された通り、来期お話していただければいいです。</p>
豊島委員	<p>野口委員言われたみたいに、最初るときご提案をしていただく、引き継いでください。</p>
原委員長	<p>今の話は改選の後に、もう一度2年の任期を協議することと、あと1年任期の方がみえるということを全協の方で報告という形でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
原委員長	<p>ではそのように委員会結果として報告したいと思えます。</p> <p>次に、個人情報保護条例施行規程案について協議したいと思えます。2月28日の全員協議会において、施行規程について素案をお示しすることにしておりました。当委員会におきましては、素案について協議し、全員協議会にお示ししたいと考えております。委員におきまして、ご意見などありましたらご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>この案をもって議会運営委員会の素案としたいと思えます。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
原委員長	<p>そのように取り計らうことといたします。</p> <p>次に、羽島市議会委員会条例の一部を改正する条例について、先の協議の結果、初日2月28日の全員協議会で全議員に説明しました、委員会のオンライン開催に係る委員会条例の改正について、議会運営委員会で発議するかしないか、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。</p>

南谷清司委員	発議してください。
毛利委員	今後どういことが起こるかわからないので、発議をお願いします。
豊島委員	内容はこの間了解しましたので、発議は議会運営委員会をお願いします。
原委員長	いいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり。)
原委員長	皆さんの意見をお聞きしたところ、発議するという意見で一致しましたので、この条例について議会運営委員会で発議いたします。 次に、羽島市議会会議規則の一部を改正する規則について、初日の全員協議会で委員会条例の改正と合わせて全議員に説明しました委員会のオンライン開催に係る会議規則の改正について、議会運営委員会で発議するかしないか、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。
南谷清司委員	発議してください。
毛利委員	賛成します。
豊島委員	議運で。
野口委員	おっけー。
原委員長	皆さんの意見をお聞きしたところ、発議するという意見で一致しましたので、この規則について議会運営委員会で発言いたします。 最後に、羽島市議会の個人情報保護に関する条例について、議会運営委員会で発議するかしないか皆さんの意見をお聞きしたいと思います。 (異議なし)
原委員長	皆さんの意見を聞いたところ、発議するという意見で一致しましたので、この条例について、議会運営委員会で発

議会事務局長	<p>議をいたします。</p> <p>では、発議の取り計らいについて局長から説明願います。</p> <p>それではご説明申し上げます。条例規則の制定、改正を発議することが決まりましたので、制定、改正案の取り扱いを説明させていただきます。制定、改正案については、最終日24日に議会運営委員会で発議いたします。それに伴い、最終日の本会議前に議事運営のため、議会運営委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。最終日の議事運営については、現時点の予定では、現在審議中の案件を採決していただいた後、制定、改正の発議について提案者、議会運営委員会の委員長さんになりますが、から説明していただき、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで進めていただきますのでよろしくお願いいたします。最終日につきましては、10時から本会議が始まりますので、9時30分に議会運営委員会を開催いたしたいと思っております。9時30分にこの第1委員会室にお集まりいただきたいと思っております。以上です。</p>
原委員長	<p>局長から説明のあった通り進めてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
原委員長	<p>ではそのように取り計らうことといたします。</p> <p>議長さん、他に何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>では皆さんよろしくお願い致します。</p>
野口委員	<p>全くの別件なんですけど、今日も休まれましたよね、一応連絡があって、病気なんですか。ちょっと確認なんですけど、会議を欠席するときは連絡だけで良かったんですか、連絡だけ。</p> <p>(「届け出はある」と呼ぶものあり。)</p>
野口委員	<p>届け出はあるんですけど、届け出をするようになって決めたじゃないですか。受診しましたみたいなやつはいらないんですか、診断書。</p>

議会事務局長	以前お休みになられた議員さんももらっていないです。
野口委員	<p>別に過去のことはいいんですけど、どういう症状かわからないし、別に彼のことを責めるわけじゃないんですけど、あまりにも多いんじゃないかなと思うんですよ。体調不良はどうしても仕方がないことですし、これを責めることはできませんけど、診断書はあるんじゃないかなと思うんですけど、他の議会はどうなんですか。確か欠席するとき、申し出も何もなかったのを申し出を出すようにしたじゃないですか、これ議会改革で話し合えばいいの、ちょっとどういう症状かはわからないけど、多いと思うんですよ、本会議を休むっていう、多くないですか、休むの。私はすごい疑問に思ってるんですよ。だって、12月議会は休んでないけど、9月議会も休んでなかった。</p> <p>(「委員会も休んどる」と呼ぶものあり)</p>
野口委員	委員会も休んどるでしょ。諸先輩方どうですかこれ。
豊島委員	<p>ルールはそういう慣例とかあると思いますが、本会議は、議長の方から示された日程が配布された通りやるということにされていますから、本会議は。そこに載っている本会議や常任委員会はこれをもって決定ですから、それを休むのには電話1本の時代かもしれないけど、やや疑問があります。</p>
議会事務局長	<p>診断書と言われますが、診断書にお金がかかりますよね、3000円、5000円、それを例えば単純な体調不良で医者に行って、初診合わせて1500円払ったやつを、それより倍以上のお金を払って診断書を取ってこいというルールにされるということでしょうか。</p>
野口委員	<p>お金のこと言われてもどうしようもないと思うんですけど、そんなことは関係ないと思うんですよ、それ議員の責任でしょ。体調が悪いのも仕方がない。</p>
議会事務局長	<p>そういった面倒臭いことをしたくないという観点から少々無理して出てきて、それが例えばインフルエンザやコロナの状況で出てきてまん延するおそれもある。</p>
野口委員	診断書ぐらいは出すべきじゃないの。

粟津委員	インフルエンザ、コロナなら誰が見ても納得する。
議会事務局長	口で言うだけで診断書にないので。
粟津委員	インフルエンザで欠席します、コロナで欠席しますなら理由になる。
議会事務局長	だったらそういう理由をつけて休めばいいじゃないですか。
粟津委員	そんな嘘を言うような議員はおらんやろ。
野口委員	そんなこと言ったら何でもありになって。
議会事務局長	だからインフルでもコロナでも診断書をつける、統一したルールが必要ですよということです。
野口委員	ちゃんとルールを決めた方がいいんじゃないのということが言いたい、ちゃんとルールを決めなきゃいけないから、先進事例どうなのかとうことを調べてもらいたい。これを議運で話しをするべきなのか、議会改革でやるべきなのか、しっかりと皆さんでご意見をいただきたいなとご指導いただきたいなというのが本心。
豊島委員	どこかでちっとも出てこない人がおって、今度お金の話になって、それで報酬を払うのかという、そういう話にもなった。もっと期間が長い話で、それは問題になってくるので。
議会総務課課長 補佐	会議規則の第2条では、出席できないときは理由をつけて会議時刻までに議長に届け出ていただくことになっております。少しお話がありました理由の関係について、過去ちょっと新聞報道になった話もあり、その後、皆さんに欠席届の取り扱いに関して、私の記憶では議運でもやっていたと思います。少なくとも電話だけで休みますということだけではわからないので、事案によっては事前に書面を提出することが物理的に不可能なことがありますので、そういういとまがないときは後日としながら、書面で欠席届をもらう形で理由をつけて届け出てもらってはどうかということで、確か平成30年から令和元年のどちらか

	<p>に議会運営委員会で協議をいただいたということで、現在欠席届をいただく運用となっております。今般の野口議員がおっしゃられた話を踏まえて、今後どうしていただくかということになりますと、出席欠席に関しては、特に本会議については、先ほど豊島委員もおっしゃられたところで、これについてはいわゆる自律権、自らを律するという観点でこういうことに対してどう真摯に取り組んでいく、本会議に向かっていく、議会に向かっていくというものを作っていくかということと、また同じようにこの議会運営委員会で協議いただくとかということ、皆さんで自身のこういうけじめをどうつけていくのかという観点で、またお話をいただきたいというふうに考えております。以上です。</p>
原委員長	<p>今は書面でもらうということによろしいですね。</p> <p>(異議なし)</p>
原委員長	<p>他に何かございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>以上で議会運営委員会を終了します。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午後 4 時 0 7 分】</p>